

道徳教育の基礎

田 路 慧

道徳教育の基本 「道徳教育の目標は、教育基本法および学校教育法に定められた教育の根本精神に基づく。」
『學習指導要領』(第一章総則第二「道徳教育」)にはこのように述べられ、道徳教育は『教育基本法』に基づくべきことが明示されている。

「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な國家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊嚴を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。」

『教育基本法』にはこのように教育の根本精神が『日本国憲法』に則ることが示されている。したがって道徳教育は『日本国憲法』を土台とし、『教育基本法』を支柱として、それらの理想の実現を目標とするのである。

まず『日本国憲法』の根本精神を見てみよう。

「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恩澤を確保し、政府の行為によって再び戦争の慘禍が起ることのないようすることを決意

し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている國際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」

『憲法』前文にはこのように国民主権、民主主義、平和主義、國際協調主義の根本精神が明示され、「国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成する」とが誓われている。そして「この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」として『教育基本法』が制定されたのである。かくて道徳教育はかかる『憲法・教育基本法』の精神を根幹として、その理想を実現しうる主権者としての自覺と責任をもった国民の育成を基本目標とするのである。次に『教育基本法』に示された教育の目的と方針を見てみよう。

第一条（教育の目的）教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康新国民の育成を期して行われなければならない。

第二条（教育の方針）教育の目的は、あらゆる機会に、あるゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するよう努めなければならない。

かかる教育の目的と方針を具体的に実現するための指針として定められたのが『学校教育法』である。そのなかから道徳教育に関する深い条文を引用すれば次のとくである。

第一八条【小学校教育の目標】

- 一 学校内外の社会生活の経験に基き、人間相互の関係について正しい理解と協同、自主及び自律の精神を養うこと。
- 二 郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導き、進んで国際協調の精神を養うこと。
- 三 日常生活に必要な衣、食、住、産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと。
- 七 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること。

第三六条【中学校教育の目標】

- 一 小学校における教育の目標をなお充分に達成して、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

三 学校内外における社会的活動を促進し、その感情を正しく導き、公正な判断力を養うこと。

『教育基本法』に示された、われわれの目ざすべき人間像は「民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献」する人間、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間」、換言すれば「人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民」である。そしてこの教育目的を達成するために全国民なんづく教育関係者は「学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するよう努めなければならない」のである。

『学校教育法』にはかかる人間の育成のために、小学校では「人間相互の関係について、正しい理解と協同、自主及び自律の精神を養うこと」「郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導き」「進んで国際協調の精神を養うこと」「健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること」、さらに中学校では「勤労を重んずる態度及び個性に応じ将来の進路を選択する能力を養うこと」「学校内外における社会的活動を促進し、その感情を正しく導き、公正な判断力を養うこと」が具体的な教育目標とされている。かくして道徳教育において教育るべき道徳は、國民主権の精神の下に、個人の尊嚴、人権の尊重、自主・自律・自由・平等・自他の敬愛と協同、勤勉、万民福祉、平和、国際協調の精神を基本とする民主主義的道徳なのである。

道徳の時間　『教育基本法』は民主主義的道徳の実現を「人格の完成」と規定し、教育の基本目的としている。したがって教育そのもの

が道徳教育である。換言すれば道徳教育は教育活動全体において行われるべきものなのである。ではなぜ「道徳の時間」を設置して道徳教育を行う必要があるのであろうか。『道徳実施要綱』（以下『要綱』と略す）にはその理由が次のように述べられている。

「学校における道徳教育は、本来の教育活動全体を通じて行なうことを中心とする。従来も、社会科をはじめ各教科その他教育活動の全体を通じて行なってきたのであるが、広くその実情をみると、必ずしもじゅうぶんな効果をあげているとはいえない。このような現状を反省して、ふじゅうぶんな面を補い、さらに、その徹底をかるため、新たに『道徳』の時間を設ける。『道徳』の時間は、児童生徒が道徳教育の目標である道徳性を自覚できるように、計画性のある指導の機会を与えるとするものである。すなわち、他の教育活動における道徳指導と密接な関連を保ちながら、これを補充し、深化し、または統合して、児童生徒に望ましい道徳的習慣・心情・判断力を養い、社会における個人のあり方についての自覚を具体的に深め、道徳的実践力の向上をはかる。」（小・中学校「道徳」実施要綱趣旨）

「道徳の時間」の特設にあたっては多くの批判や反対があつた。反対理由の主たるものは道徳教育は学校生活全体ないし教育活動全体を通して行なうべきで、特定の時間に知識として詰め込むものではないということであった。その背景には戦前の暴虐非道な軍国主義推進の精神的支柱となつた「修身」としての道徳教育への反省と、時の政府政党が愛国心教育の必要性の名目のもとに、教育関係者との十分な話し合いをせず納得や合意を得ることなしに、権力の力で強引に実施しようとしたことへの反撥があつたのである。現代においても「道徳の時間」がまともに取り扱われていない理由もこのへんにあるのかもしれない。特設反対理由の主たるもの次にあげて参考に供したい。

「ペスタロツチは『生活が陶冶する』という原理によつて、教育の歴史に一大光明を投げたが、この原理は、道徳教育に最もよくあてはまる。なぜなら道徳教育は単なる知識の習得が目的ではなくて、生活原理ないし生活態度を身につけさせることを目的とするからである。我々は日常生活において何が善か、何が悪かということは大体知っている。ところがそれが実行できない。問題はそこにある。つまり道徳については、知ることは易しいが、行なうことは頗る難しいのである。そうだとすれば、道徳の知的体系としての教科を設けて道徳教育を行うことは意味がない。問題は知っていることを実践することである。だから道徳こそは生活教育として、被教育者の全生活を媒介として企図されなければならない。

それで学校において道徳教育をどのように実践してゆくか。学校も教室も一つの社会であり、そこに社会的動物としての児童・生徒のヒューマン・リレイションすなわち人間関係があらゆる形で展開されている。この人間関係を通してさまざまの道徳を体験させることが大切で、教師が教えて詰め込むよりは、子供たちにこれらの経験を通して自分で考えさせるべきだ。またこうした子供たちの日常生活に内在している道徳を自覚し反省させる教材は各教科の中にいくらもある。」（長田新「修身科特設を批判す」『世界』一九五七年一月号 要旨）

前出の『要綱』の趣旨はかかる批判に答えるとしたものであるが、『中学校道徳指導書』（昭和三三年）にも次のように述べられている。

「教科においては、それぞれ教科独自の目標を達成しなければならないから、そこで行なわれる道徳教育にはおのずから限界がある。また、特別教育活動においては、おもに生徒の身近かな生活の中のさまざまな問題の自発的な解決や実践的活動に実際上の関心がおかれていて、そのままただちに道徳教育を目指すものとは必ずし

もいえない。」

いわゆる高遠な聖人君子の理想的道徳、あるいは支配者に都合のよい封建道徳を知識として上から押しつけられるのではないかという批判に対しても、次のように述べられている。

「昔から一般に、道徳の理念は高いところに求められ、史上の聖人、賢者、道徳的偉人などをその理想的な姿として仰いできた場合が多い。そしてその内容の上からは、儒教道徳、仏教道徳、キリスト教道徳や、その他種々の倫理学説に含まれたさまざまの価値体系が、これらの道徳の理念をささえてきたのである。

しかしながら、ここで義務教育において道徳教育という場合の道徳とは、ただちにそのような高度な人間像や価値体系の具現を要求しているのではなく、まず、平凡ではあるが、日常これを身につけていくことが必要と思われる正常な道徳を意味するのである。すなわち、義務教育における道徳教育は、日本の民主的な国家や社会の生活の健全な向上発展のために基本的に必要なことがらを、生徒がみずから自覚し実践するようになることを目ざしているのである。

さらに言い換えれば、日常的、社会常識的な基盤の上で、自他敬愛の人間尊重の精神を育成し、それを自己の内にしだいに深めていくとともに、その精神を社会生活に具体的に生かそうとする場合にどのようにすればよいか、どのような方方が望ましいか、ということを考えさせていこうとするものである。義務教育において期待されることは、生徒が身近な日々の生活の中で道徳的判断力や心情をみずから之内に育成し、それによって明日にならう日本国民として国家や社会を向上させ、ひいては国際社会の相互理解と人類愛の精神の自覚にまで到達することである。そのためには、家庭・学校・地域社会などで、その着実な実践の態度や能力を養うことから始めなければならない。」（上掲書）

徳目主義批判や特別活動や生活指導で十分とする意見には、次のように述べられている。

「戦前の修身教育がともすれば陥りがちであったように、固定的な計画を押しつけたり、徳目の一方的な注入をねらつたりするものでもなければ、また、単に生徒の身近に生ずる日常的・断片的な事象や問題のそのつどの解決に主力を注ぐというだけのものでもない」（同）

また特別な道徳教育がともすれば理想に走り、生きた生身の人間を忘れ、禁欲主義的になりがちなことに対する意見には、次のように述べられている。

「道徳教育の目ざすところは、具体的な人間を、全体として人間にふさわしく生かすこと、あるいは、人間の人間らしいよさを調和のとれた形で發揮させることであって、そのためには、常に、人間を生きた全体として理解し、教育していくことが求められていることを忘れてはならない。」（中学校指導書「道徳編」昭和四五年）

以上見てきた趣旨で行われるのであれば「道徳の時間」の特設には反対する必要はないであろう。もちろん支配者に都合のよいイデオロギーや徳目の注入に利用されたり、好きな教師のお説教や立身出世の手段に利用されるようなことはあってはならないことである。もしそういうことに利用されれば、戦前の修身教育のように、二重人格者や偽善者を養育することとなり、逆効果となる。厳しいテスト教育の渦中にあって知識偏重がますます激しくなり、教科における道徳教育がいっそう困難となりつつある今日、学校生活において人間について人生について、人間関係について、社会や国家のあり方について考えさせ、児童生徒の心に働きかける時間が週一時間ぐらいあってもよいのではなかろうか。日常生活において児童生徒が直面するさまざまな道徳的な悩みや問題、日頃無意識に見過ごされている道徳的な事柄に

ついて、深く考えさせたり、反省自覚させることは教育上大切なことである。各教科や特別教育活動、学校教育全体における道徳教育と密接な関係を保ちながら、それらと交流し、それらを補充し、深化し、統合を計って行われるならば「道徳の時間」の道徳教育は真に意義あるものとなるのではなかろうか。

道徳教育の目標 『中学校学習指導要領』道徳編（以下『指導要領』と略す）には道徳教育の目標が次のように述べられている。

「道徳教育は、人間尊重の精神を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な社会および国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。」

道徳の時間においては、以上の目標に基づき、各教科および特別活動における道徳教育と密接な関連を保ちながら、計画的発展的な指導を通して、これを補充し、深化し、統合して人間性についての理解を深めるとともに、道徳的判断力を高め、道徳的心情を豊かにし、道徳的態度における自律性の確立と実践意欲の向上を図るものとする。」

『憲法』『教育基本法』『学校教育法』に示された民主的道徳原理

はここでは「人間尊重の精神」という言葉に集約して表明され、その

基盤としての「道徳性」の育成が道徳教育の目標とされ、道徳の時間

においては「人間性についての理解を深めること」「道徳的判断力を高め」「道徳的心情を豊かにし」「道徳的態度における自律性の確立」

「実践意欲の向上を図ること」があげられ、道徳性育成のための具体的目標とされている。

またこれをうけて『要綱』には次の四項目が道徳の時間の指導方針

として掲げられている。

(1) 日常生活の基本的行動様式を理解し、これを身につけるように導く。

(2) 道徳的心情を高め、正邪善惡を判断する能力を養うように導く。

(3) 個性的伸長を助け、創造的生活態度を確立するように導く。

(4) 民主的な国家・社会の成員として必要な道徳的態度と実践的意欲を高めるように導く。

次にこれらの目標をいつそう具体化した道徳教育の内容を『指導要領』に即して考察したいと思う。

人間尊重の精神 人間尊重の精神は『教育基本法』に示された個人の尊厳と人格の尊重を意味する。倫理的には人格は人間を人間たらしめている理念である。人間はすべて人格として等しく尊厳を有し、人格において等しく自由にして平等である。人格は人間の本質として普遍的であるが、各人におけるその発現は特殊的であり、個性的である。したがって人間の尊重は各人の個人としての個性的尊重、多様性特殊性の尊重をも意味する。人間尊重の精神は人格の尊厳の自覚に基づく。道徳教育においてはすべての人間は人格として何物にも替えることのできない尊嚴と価値を有すること、常に努力して自己の人格の陶冶完成を目指すべきことを教えねばならない。『中学校学習指導要領』道徳編第二内容欄（以下『内容』と略す）には具体的教育内容として次のように述べられている。

4 ことに当たって常に自主的に考え、自分で決断し、それを実行した結果に責任をもとうとする。

(1) カけがえのない独立の人間としての誇りをもち、他人にたよらない自主自律の態度を伸長すること。
(2) みずから選んだことはこれを誠実に行ない、その結果について

て率直に責任を引き受けようとするこ。

5

相手に対する理解と信頼のうえに立って、異なる考え方や立場も尊重し、これらに学ぶ広い気持ちを養う。

(1) ひとしそれの個性や立場を重んじ、自分と異なる意見や行動にも寛容であろうと努めること。

(2) 独善を慎しみ、他人の助言や忠告に謙虚に耳を傾けて、これを自己の反省と向上に生かそうとすること。

基本的人権の尊重 人格の尊厳は法律的には基本的人権の尊重として具体的に『日本国憲法』によって保障されている。

第一条【基本的人権の享有】 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

以下第一三条（個人の尊重、生命・自由及び幸福追求の権利）第一四条（法の下の平等）第一五条（公務員の選定及び罷免の権利、公務員の本質、普通選挙の保障、秘密投票の保障）第一六条（請願権）第一七条（国及び公共団体の賠償責任）第一八条（奴隸的拘束及び苦役からの自由）第一九条（思想及び良心の自由）第二〇条（宗教の自由）第二一条（集会・結社・表現の自由、通信の秘密）第二二条（居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由）第二三条（学問の自由）第二四条（家族生活における個人の尊厳と両性の平等）第二五条（生存権、国の社会的使命）第二六条（教育を受ける権利、教育の義務）第二七条（勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童虐待の禁止）第二八条（労働者の団結権）第二九条（財産権）第三〇条（納税の義務）第三一条（法定の手続の保障）第三二条（裁判を受ける権利）第三三条（逮捕の要件）第三四条（抑留・拘禁の要件）、

不法拘禁に対する保障 第三五条（住居の不可侵）第三六条（拷問及び残虐刑の禁止）第三七条（刑事被告人の権利）第三八条（自己に利益な供述、自白の証拠能力）第三九条（溯及処罰の禁止・一事不再理）第四〇条（刑事補償）の規定によって国民の基本的人権の本質を規定し、第一二条第九九条によって国民にその自覚と遵守、保持確立を義務づけている。

第九七条【基本的人権の本質】 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第二十二条【自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止】 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第九九条【憲法尊重擁護の義務】 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

すべての教育関係者は『日本国憲法』とりわけ基本的人権に関する条文を熟知し、遵守擁護するよう努力しなければならない。これが道徳教育の根本前提である。

人権意識がようやく国民に定着してきた現代、一方では基本的人権を制限せんとする憲法改悪の動きが根強く続き、他方では自分の人権のみを主張し他人の人権を無視する傾向がほびこり、また人権の名の下に利己的欲望を追求しようとする風潮が著しい。人権の尊重は自己の権利とともに他者の権利をも尊重し、同時に権利とともに義務を

果たす誠実さを必要とし、さらに相互に人間として信頼し敬愛し合うという人間愛の精神によって支えられなければならない。他者の人権を無視して自己の権利のみを主張するとき、人権尊重の精神はエゴイズム擁護に転化し崩壊する。「私は君の意見には反対だ。しかし君が意見を述べる権利は命を賭けて守る」という精神こそ自由と人権尊重の神髄を表すものと言いうことができる。道徳教育においては主権者としての自覚と責任をもった国民を育成するために、児童生徒に基本的人権の正しい理解を与えることが必要である。そのためにはまず教師が児童生徒の人権を平等に尊重することが大切であろう。『内容』には次のように述べられている。

11 法の精神と秩序の意義を理解し、自己の行動を規律正しいものにしようとする。

- (1) 集団のきまりを重んじ、互に協力し批判し合って、集団の秩序と規律を高めていくこと。
- (2) 遵法の精神を重んじ、権利を正当に主張するとともに、義務をきびしく遂行する態度を養うこと。

生命の尊重 人格や人権の基体は生命である。人間は生命あつてはじめて人間として存在するのである。世界が私にとって意味と価値をもつのは、私が生きている限りにおいてである。人間にとて生命はすべての根源であり絶対的価値を有するものである。「一個の生命は全地球よりも重し」と言われるゆえんである。私にとって最も愛しく大切なものは自分の生命である。と同時に生命は他者にとって最も愛しく大切なものである。すべての道徳はこの自覚に基づかねばならない。生命への暴力と迫害は最大の惡である。正邪善惡の根本的な基準は生命の尊重こそ人間尊重の精神の土台であり、道徳教育の出発点であるとともに到達点である。

生命にとって最も大切なものは健康である。自己の心身の健康に対して正しく注意をはらい、常に健康増進に努力するよう促すことは道徳教育の重要な課題である。『内容』にも次のように述べられている。

- 1 生命を尊び、心身の健康の増進を図り、節度と調和のある生活をすることに努める。

(1) 自他の生命を尊重し、身体の健康とともに、精神の健康をすること。

(2) 一時の衝動や卑俗な欲望に負けず、つとめて自制して堅実な生活を築いていこうとすること。

性の理解 生命は男女両性の交合によって生誕し、存続する。種族保存の本能である性欲は最も強力かつ根源的な欲望である。人間社会においてはそれは自然のままに放置されるならば、混乱と破滅の原因となる。人間の性は人間らしく制御され、昇華され、社会規範に即して充足されねばならない。性の問題は人間の一生にとって、社会にとっても重大問題である。性の解放の風潮とともに古い性観念は崩れつつあり、マスコミによる性の商品化とあいまって性の問題はますます混亂しつつある今日、道徳教育において生命尊重、人間尊重の立場から、保健の時間とも交流をもちながら、性についての考え方、人生における、男女関係における性のあり方について考察し、教授することは大切なことである。特に性や異性に対しても強い関心をもち始める小学校高学年や中学時代において、性についての正しい知識とともに、性についての正しい考え方を教え、男女の役割、男女の交際について考えさせることは特に重要である。『内容』にも次のように述べられている。

- 9 同性であると異性であるとを問わず、友だちとして互に理解し、敬愛し合い、励まし合って、よりよい人間関係を作り上げよう

する。

- (1) 友だちは互いに相手を敬愛し、相手の向上を願って助け合い

変わらない友情を育てていこうとする。

- (2) 男女は、清純な交際を通して互いに相手の特性や立場を理解し、健全な異性観を身につけようとすること。

平和教育 生命の存続にとって最も必要なものは平和である。すべて生あるものは生命を愛し、暴力におびえ死を恐れる。平和こそ生命の繁栄と幸福の必須条件である。核兵器や生物化学兵器の発達によって人類が絶滅の危機にさらされている現代、平和教育は人類の急務である。特に資源のほとんどすべて、食料の六割余を外国に依存している日本においてはもはや戦争是不可能である。軍備の拡張よりも平和への努力こそ日本にとってより現実的である。憲法の平和主義なかんづく第九条の戦争放棄の規定は今日よりいつそう現実性をもちつあると言えよう。

第九条【戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認】① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

- ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

この憲法の平和主義に基づき、『教育基本法』でも「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において、教育の力にまつべきものである」として「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間」「平和的な国家及び社会の形成者」の育成を目指している。暴力や戦争を憎み平和を愛し、

平和のために努力する人間の育成は道徳教育の基本的な課題である。『内容』にも次のように掲げられている。

- 13 (2) 常に国際的な視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献することのできる人間になろうとすること。

勤労の尊重

さらに生命の維持存続に必要不可欠のものは衣食住等生活必需品である。人類は労働を通して必要な物を生産することによって人間となつたのである。労働は人間生活の基盤である。憲法第二十七条に「勤労の権利及び義務」が規定され、『教育基本法』に「勤労と責任をん重じ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成』が強調され、また『学校教育法』においても職業についての理解や勤労を重んずる態度が教育の目標とされるゆえんである。『内容』においても次のように述べられている。

- 6 勤労の尊さを知るとともに、眞の幸福を目指す充実した生き方を追求しようとすること。

(1) 自分のなすべき仕事をやりとげて、働くことの喜びを知ることともに、職業についての正しい理解の基礎を固めること。

(2) 目先の欲求やその場かぎりの快楽だけにとらわれず、心から満足できる生きがいを求める生活態度を確立すること。

自然愛

人間は労働を通して自然に働きかけ、自然から生活必需品を獲得することによって生存することができる。ということは人間は自然に生かされているということである。自然は生命的母体である。これまで人間は科学技術によつて自然を征服し支配するという考え方のもとに文明を発達させ、自然を人工的に改造し利用してきた。その結果いわゆる公害によつて自然は破壊され、すべてにわたつて人為的人工的になり、外的にも内的にも自然は失われつつある。今

や自然の一部としての人間の本来のあり方を謙虚に反省し、自然における人間の位置と限界を自覚し、外的にも内的にも自然性を取りもどすことが必要となってきた。道徳教育においても自然への愛と畏敬を教えることは重要な課題であろう。『内容』にも次のように述べられている。

- 8 (2) 自然を愛し、美しいものにあこがれ、人間の力を越えたものを感じることのできる心情を養うこと。

人間社会の尊重 人間という言葉をその語義から考察するならば、一人一人の人間すなわち個人を意味するとともに、人ととの間すなわち人間関係をも意味し、また人と人の形成する世間、すなわち人間社会をも意味している。このように人間は文字どうり人の中で、人と共に生きる社会的存在なのである。かかる人間のあり方を規定する規範が道徳なのである。人間尊重の精神は人間をして尊重することを意味するとともに、人間社会をも尊重することを意味している。人は社会において個人として認められ、その生存の基盤を獲得し、存在の意義と価値を与えられるのである。人は個人として生きると同時に社会の一員として生きるのである。信用、誠実、そして愛や慈悲といった社会性の心情的侧面を表す徳目が特に重要視されるゆえんである。われわれは人間として生きるために社会の一員としての自覚をもち、成員としての義務と責任を果たさねばならない。人は個人として自己のあり方に責任をもつとともに社会のあり方、国家や人類のあり方にも責任を負っているのである。したがって人間は人間らしく生きるためにまず人間関係の基本的なルールである社会規範、日常生活の基本的行動様式を習得することから始めなければならない。さらに社会の総体であり基体である国家は個人のあり方に最も強力な関係をもつ共同体である。国政のあり方は個人の運命をも決定する。日本

国民は『憲法』と『教育基本法』を制定して民主国家の建設と民主的国民の育成を目指しているが、民主主義には民主的政治感覚と教養が不可欠である。民主主義は民主的な政治教養のない者には無力であることはかつてのアテネや現代の日本の現状を見れば明らかである。公正な民主的政治教養をもった国民の育成は、教育の最も重要な課題である。『教育基本法』にも次のように規定されている。

- 第八条（政治教養）①良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

- ② 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

『内容』にも次のように述べられている。

- 2 日常生活の基本的行動様式をわきまえ、それが身につくように努める。

- (1) 身のまわりの整理整頓に意を用い、ものごとをきまりよく合理的に処理していくこと。

- (2) 礼儀の意義を理解し、時と所に応じた適切なことばづかいやふるまいができるようになること。

- 10 自己の属するそれぞれの集団の意義や目標を理解し、協力し合って共同生活の充実に努める。

- (1) 家族の一員として自己の立場を自覚し、愛情と思いやりの気持ちのうえに明るい家庭を築いていくこと。

- (2) 集団の和を重んじ、進んで自己の役割を果して、集団生活の向上に貢献しようとすること。

- 13 日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に尽くすとともに人類の福祉に寄与することを目指す。

- (1) わが国の国土と文化に対する理解と愛情を深め、すぐれた伝統の継承と創造に役だとうとすること。

愛国心教育 時の政府の道徳教育強調のねらいの一つが愛国心の昂揚であった。かつて愛国心教育は偏狭な國粹主義と軍国主義の精神的推進力として利用された。したがって愛国心の教育にはかつてのあやまちを繰り返さぬよう細心の注意が必要である。これからの愛国心教育は人間尊重の精神に基づき、日本の自然と文化、自由と独立、平和と幸福を愛し求める国民の育成をめざすものでなければならない。しかも愛は感情であり、命令され強制されて生ずるものではない。愛は優れた対象によって触発誘引されて生ずるか、あるいは豊かな人格からおのずから涌き出るものである。青少年に愛国心を説く前にまず成人が、特に国の支配的立場にある人々が、開発の美名による自然や文化財の破壊を止め、利権あざりや汚職を無くし、平和と福祉の実現に努め、健全な文化を築き、自主独立の愛するに倣する、否愛せずにはおれない日本を建設することが大切である。

また通信や交通機関の発達によって世界は一つとなりつつあり、経済的にも軍事的にも地球は一つの運命共同体となっている現代、愛国心よりもむしろ愛地球心、人類愛を教えることの方がより重要である。『内容』にも次のように掲げられている。

- 13 (2) 常に国際的な視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献することのできる人間になろうとすること。

福祉教育 すべての人間に共通する願いは「幸福」である。幸福こそあらゆる人間の人生の目的であり、生の営みの原動力である。しかし幸福の内容は各人によって異なる。だから個人の利己的な欲望の満足をもって幸福の実現と考えられることが多い。しかし人間が社会的共同体的存在である以上、個人の幸福は共同体の幸福、家族や社会国家さらに人類の幸福と相即している。幸福観は各人によって異なるけれども、各人の幸福を支える万人に共通の幸福の条件は存在すると

言えよう。共通の幸福の条件としては、生命の安全と健康、衣・食・住等生活の基本的条件の充足、自由・平等・平和、生きがいとなる職業、平和な家庭、個性の伸長、健全な趣味や娯楽、心の平安等があげられよう。これら個人の幸福の基礎となる共通の幸福の条件を整備充実していくことが、社会福祉と呼ばれるものである。社会福祉の実現なくして個人の幸福はありえない。他者を踏み台にした幸福は人間らしい幸福とは言えない。人間らしい幸福は一人の犠牲者も、一人の不幸な者もなく、各人が各人の個性に即して平等に自己の人生を全うし、平等に幸福を味わう可能性の存するところにある。

不幸の原因のなかで最大のものは差別である。差別には男女、貧富、学歴、人種、家柄の差別等さまざまあるが、なかでも重大な差別は部落差別と心身障害者への差別である。部落差別の問題は民主教育等によつて改善への努力がなされているが、自ら自己を主張することができない心身障害者への差別は放置され、これから状態である。重度心身障害者はその人権を無視されるどころか、いわゆる健全者の幸福感の踏み台とされてきたのである。差別は最悪の道徳的不正である。道徳教育においては差別の現実を直視し、差別を憎み、差別に負けず、差別と闘い、差別の原因を取り除くよう努力する人間の育成を目ざさねばならない。不当な差別にしいたばられる人々が無くなり、とりわけ社会的障害の担手である重度心身障害者とその家族が安心していくことができる社会になつてはじめて、人間らしい幸福が実現するのではないかろうか。なにを幸福と考へるかによつてその人間の生は決定される。人間らしい眞の幸福とは何か、道徳教育において幸福のあり方を根本的に考えさせ、人間らしい幸福観を身につけるよう指導することは特に重要であろう。『内容』にも次のように掲げられている。

を追求しようとする。

- (2) 目先の欲求やその場かぎりの快楽だけにとらわれず、心から満足でできる生きがいを求める生活態度を確立すること。

12 公共の福祉を重んじ、社会連帯の自覚をもって理想の社会の実現を目指す。

- (1) 公私の別をわきまえ、社会の一員たるにふさわしい公徳心の伸長に努めること。
(2) 正義を愛し、利己心や狭い仲間意識を克服して、差別のないよりよい社会の実現のために力を合わせること。

人間愛 人間尊重の精神は人間愛の心情にささえられ、また人間愛へと導くものでなければならない。人間愛は人間であることに誇りをもち、人間らしくありたいと願う心である。個としての人格の目ざめは普遍的な人間愛へと発展することによって完成する。人権尊重の精神も人間愛に根ざす相互信頼によつてはじめて成り立つのである。人間愛は人間性への深い理解に基づく。われわれは人間を理想的にのみ把握し、現実の人間の醜い姿を嫌悪し、人間不信に陥りがちである。特に物事を純粋に理想的に見ようとする思春期においてはそうである。また一方では人間らしさの名のもとに人間の弱さ、醜さを弁護しその中に埋没しようとする根強い傾向もある。

人間は人間にとつて一つの謎である。古来「人間とは何か」という問が、人間によって問われ続けてきたゆえんである。人間の人間らしさの探究こそ道徳教育発展の原動力であるとも言えよう。道徳教育においては人間とその織り成す社会があるがままに認識し、人間のもつ有限性を理解させ、人間を越えた存在へも眼を開かせ、神秘的なるもの、非合理的なものへも正しい理解をもつよう指導することも必要

であろう。『内容』にも次のように述べられている。

8

人間の人間らしさをいとおしみ、美しいものや崇高なものにすなおにこたえる豊かな心を養う。

- (1) 人間が、その一面にもつ弱さや醜さとともに、他面に示す強さやけだかさへの共感と自覚を通して、人間を愛する精神を深めていくこと。
(2) 自然を愛し、美しいものにあこがれ、人間の力を越えたものを感じることのできる心情を養うこと。

道徳性について 先きの道徳教育の目標の節で見たように「道徳性」の育成が道徳教育の直接的な目的である。そして道徳性の具体的な様相である道徳的判断力、道徳的心情、道徳的態度における自律性と実践意欲の培養、そしてその前提としての人間性の理解が道徳の時間の教育目的とされている。

道徳的判断力とは、道徳的な是非善惡を弁別する能力のことである。それが身についているということは、道徳的な是非善惡の基準をわきまえているということ、是非善惡の基準に基づいて具体的な時と場面における望ましい考え方や行為が選択できるということである。人間の日常生活はさまざまの価値や行為の選択の連続である。選択において自主的に望ましい道徳的判断ができるよう指導することが大切である。

道徳的心情は善を喜び惡を憎む感情、道徳的諸価値を望ましいものとして受け入れ、それを実現しようと思う心情、さらに道徳的に望ましい行為をしたときには喜びを感じ、望ましくない行為には苦痛を感じ、それを忌避しようとする心のはたらきとも言えよう。感情は人格の基底にあって行動を規定し、時には知的な判断の方向づけをもするものである。道徳的心情の陶冶育成は特に重要である。そのためには

幼児からの環境やしつけが大切で、常に善をほめ悪を禁止する一貫した態度が必要である。

道徳的態度とは道徳的判断力および道徳的心情に裏づけられた結果の、望ましいものの考え方や感じ方、あるいは行動の仕方にこうとする心の持続的傾向、換言すれば善をとり悪をさけようとする人格の実践的態度のことである。判断や心情も実践となつてはじめて意味をもつ。したがつて実践意欲の向上が重要視され、また道徳的実践もそれが欲望や他からの強制による他律的なものであるならば本来の意味で道徳的とは言えないから、自律性の確立が強調されるのである。

これら道徳的判断力、心情、態度が一体となつて働くようにするこゝが道徳性の育成であるが、道徳性の成り立つ根本、その育成が可能な根拠を考えてみよう。一般にあの人人は善い人だ、道徳的だと評価されるのは、その人が誠実であるということを意味している。誠実であるということは自己の言動に責任をもつと言うことである。責任をもつということは自由であるということである。人間は自由でないときは責任を感じるものである。かくて責任の根拠は自由であり、したがつて道徳性の根源は自由なのである。自由のないところには本来の意味の道徳は成立しない。

自由は主体としての自覚（自己意識）に基づき、否定性と自発性と自律性をその内容とする。自由はまず意志の自由として意識される。道徳的自由は意志の自由の自覚と確立を意味し、さまざまの社会的自由は意志の自由の具体的表現である。動物的存在としての人間は自由をまず他からの一切の支配強制を否定し自己の本能的欲望や衝動をほしいままでに充足せんとする恣意の自由として意識する。しかしながら訓練（しつけ）と教育によつて本能の束縛を脱し、自己の欲望や衝動を支配制御して、快苦の情や利害打算にとらわれることなく意志決定することができるようになる。これが内的自由の確立である。そしてさ

らに内的自由の外的な実現を目指して社会に働きかけ、外的な強制支配を否定し、内的自由を権利として社会的自由として確立せんとするのである。このように人間が自ら自己の欲望や衝動を否定支配御し、自らの意志の決定において行動し、自らの基準に基づいて自己を律することができる能力をもつというところが、本能のままに行動する動物と決定的に異なる点である。まさに人間の人間たるゆえんは自由にあると言えよう。自由がなければ道徳ではなく、道徳がなければ人間社会はなく、ただ本能の命ずるまま動めく動物社会があるのである。まさに人間の人間らしさは自由にあるのである。

かくして道徳性は自由に基づき、その育成は自由の自覚発展に相即する。そして自由は自己について、人間について、自然について、世界についての真知に基づき、自由の自覚と発展は真理の探究と体得に相即する。自由になるということは真実を体得実践していくことである。道徳的にすなわち自由に判断し行動するということは、内外からの支配強制に抗し欲望や衝動を制御して快苦の情や利害打算にとらわれることなく、真実の道理に即して、自らの意志で判断し決断して行動し、その結果に責任をもつということである。人格はかかる自由をその本質とするのである。すべての人間は人格として本来自由なのであるが、人間も動物の一種類である以上まず本能的存在として生存するから自由は開発、自覚、育成されるべき可能性として存するにすぎない。したがつて人間は訓練（しつけ）、陶冶（教養）、教育によつてはじめて人間となるのである。ここに教育の意義と価値があるのであるが、とりわけ道徳教育は人間としての自由の自覚を促し、真理を愛し求め、自主自律独立自尊の精神をもつた人間の育成を目指すものでなければならぬのである。真理を覆い隠し自由を抑圧した権力や権威による強制に基づく道徳教育がいかに反道徳的であり、非人間的であり、無責任な偽善者や二重人格者を養成するのみであるかということ

は、戦前の修身教育の成果を見れば明らかである。真理と自由のないところでは眞実の道徳は成立せず、人間教育は不可能である。「内容」にも次のように掲げられている。

3 ものごとに積極的に取り組み、全力をあげてやり抜く強い意志を養う。

(1) いたずらにしゅん巡することなく、正しいと考えることを勇敢に実行しようとすること。

(2) 困難に屈しないで、果たすべきことをねばり強く自信をもつてやりとおすこと。

4 ことにあたって常に自主的に考え、自分で判断し、それを実行した結果に責任をもととする。

(1) かけがえのない独立の人間としての誇りをもち、他人にたよらない自主自律の態度を伸長すること。

(2) みずから選んだことはこれを誠実に行い、その結果については率直に責任を引き受けようすること。

7 常に真理を愛し、理想の実現を目指して創造的に自己の人生を切り開いていく態度を養う。

(1) つとめてごとを理性的に判断し、積極的に真理と眞実を求めてよりよい結論に到達しようとすること。

(2) 安易な妥協や無益な空想を排し、理想を掲げてたゆみなくその実現に努めること。

人間形成の弁証法的構造 人間形成の過程は直線的ではなく弁証法的である。人間は本来矛盾的存在である。人間の心は常に二つに分裂し葛藤している。欲望を否定し制御しようとする心と欲望のままに鼓舞おうとする心、他者のために尽くし他者によって是認賞賛されたいと思う心と他者を無視し思うままに他者を支配したいと思う心、道理

を求めそれに従おうとする心と道理を無視しそれに反逆しようとする心、現実を否定し理想を求める心と現実に埋没し安住しようとする心、総じて言えば感性と理性、特殊性と普遍性、個人性と社会性とに分裂し葛藤しながら流動しているのが人間の心である。そしてこの二重性、分裂と葛藤こそ人間の人間たるゆえんであり、自我の見る自己と見られる自己への分裂の中にこそ自由と道徳の根源があるのである。

心の分裂と葛藤はまず幼児期において本能的欲望が阻止抑圧されることから始まる。この阻止抑圧によって幼児は内なる欲望を否定制御できることを知り、動物的状態から脱出する契機をつかみ、人間的自由への道を歩み始めるのである。やがて他者は是認と賞賛を求めて自ら自己の欲望を制御し、ルールにそつて行動することを学んでいく(幼稚園、小学校低学年時代)。かくして自己否定を通して個として自己を知り、他の個の存在に目ざめ、自己が集団の中での自己であることとを知り自ら集団の中へと入っていくようになる。そして自己を集団の一員として位置づけ、集団の捷に従うことに自己の存在の意義を見い出すようになる(小学校中・高学年時代)。しかし群としての集団の中では是認を求めて自己否定を繰り返すことによって自我を成長させ、自己の内なる自我の自由と独自性に目ざめてくる(小学校高学年、中学時代)。そして他者は是認や賞賛には動かされず、内なる自我によって自己を評価し、自ら自己を支配しようとし、さらに自我の自由と独自性を強力に押し出し、自己を抑圧するものに反抗し、逆にそれを支配しようとさえするようになる。しかしながら未熟な自我は失敗を繰り返し、自信を失い、不安にかられて、外へよりも内へと向い、内面の中に自己の独自性を打ち立てようともする。しかも肉体的成长がもたらす強力な性衝動は自我を他者へ、異性へと駆り立て、自由と独自性を保たんとする自我と激しく葛藤する。この時代が分裂と葛藤が最も激しく、自我の成長にとって最も重要な時代である(中学・高校

時代)。やがて肉体的成熟や教育、社会生活を通して自我の普遍性、社会性を自覚し、人間社会の成員として、社会の中で自己の特殊性、独自性を發揮し生かそうと努力するようになり、分裂と葛藤の新たな段階へと発展していくのである(青・壮年期)。

このように人間形成は否定、分裂、葛藤を通して自我を陶冶していくこと、自我の個�性特殊性を練磨形成して社会性普遍性と和解統一していく過程を意味する。したがって自我の否定分裂葛藤は人間の精神的成长には不可欠であるが、それは心理的には精神的な不安や苦悩として感じられ、大きな心の負担となる。しかしこの不安や苦悩こそ人間的成长の原動力であり栄養である。否定や分裂、不安や苦悩のもう意味を教え、自己の内なる不安や苦悩に正しく取り組むよう指導することは人間形成としての道徳教育の重要な課題である。

全人教育としての道徳教育 道徳教育が陥りやすい危険性は、期待される人間像や徳目を抽象固定し、押しつけることによって、児童生徒を特定の型や枠の中にはめ込もうとすることがある。その場合生徒の人間性やおかれている現実、個人の多様性や可能性が無視され、いたずらに禁欲的となり「かくあるべし」「かくあるべからず」と命令や禁止による押ししつけがましい説教が中心となる。本来人間が人間らしく幸せに生きるために不可欠のものとして喜びと満足を伴うはずの道徳が、疎んじられ敬遠され反撥されるのはこのためである。道徳には時と場を超えた普遍的な側面と時と場に制約された特殊的な側面があり、この両側面が弁証法的にからみあって、ある時代ある民族の具体的な道徳を形成していくのである。道徳は動き、発展していくものである。したがってある時代ある民族の特定の道徳観や徳目を絶対化して、それを他に強制することは道理に反することである。人間のためには道徳があるのであって、道徳のために人間があるのではないのであ

る。

また道徳教育には「よい子」「役にたつ人間」の養成、いわゆる「人作り」が期待される場合が多い。道徳教育が反撥され疎んじられる理由がここにあるのである。人作りという言葉ほど人間の尊厳を否定した言葉はない。そこでは児童生徒の人間性や気持が全く無視されている。「よい子」が親や教師や時の支配者にとって都合のよい子を意味することが多く、また「役にたつ」という言葉の裏には企業の利潤追求に役にたつ人間が意図されており、しかも役にたたない人間、老人や心身障害者の無視切り捨てが含まれている。これまで核兵器や化学兵器を発明し、科学技術を利用して自然を破壊し、公害をまき散らし、買占め売惜しみ隠匿によって物価をつり上げ莫大な利潤を得ていたのは、またそれを支えてきた官僚たちも皆役にたつ有為な人々であった。むしろ道徳教育は「よくない子」「役にたたない人間」に光をあてるものでなくてはならないのである。

道徳教育は人間の人間による人間のための教育であって、決して親や教師や時の支配者の命令に無批判に服従する都合のよい子や役にたつ人間を養成する人作りであってはならないのである。道徳教育の目ざすところはこの世に生を受けたすべての人間の人間らしいよさを引き出し、全面的調和的に発現させ、人間らしい生活と幸せを味わわせ、その生を全うするよう指導援助することである。そのためにはなによりも生徒を生きた人間として全面的総合的に理解し、生徒の人間性と主体性を尊重し、その自主性と自律性を伸ばすよう指導することが大切である。

道徳教育と教師 道徳教育には道徳的な知識や考え方を教授する「教化」の面と、人間と人間の全人格的な交流に基づく「感化」の面とがある。道徳の指導においては感化が特に重要であろう。教化も感

化に基づいてはじめて効果をもつのである。感化には教師の人間的感化と生徒相互の集団的感化があるが、教師による人間的感化は、個人的にも集団的にもより大きな教育的効果を及ぼすものである。感化は「後姿で教育する」とも言われるよう、言葉を超えた心と心の触れ合いによって見習い、見習われる全人的な呼応による教育である。そこではなによりも教師の全人格、生き方そのものが問われる。しかしそれは聖人君子としての人格や生き方ではない。人間らしく生きんと自己のいたらしさに悩みつつ、常に反省し努力するあるがままの人間としての教師の姿こそ最高の教材なのである。道徳教育には知識や技術よりも、態度で示すことがなによりも必要である。共に悩み、共に苦しみ、共に考え、共に歩まんとする姿勢が大切なのである。

さらに「朱に交われば赤くなる」と言われるよう、児童生徒は集団生活によって大きな感化を受ける。生徒の道徳性の向上は集団への所属感、連帯感に基づくところが大きい。道徳教育にあたっては教師と教師、教師と生徒、生徒と生徒が信頼と協力、愛情と尊敬、友情と連帯によって結ばれるよう、よりよい学校、学級、生徒集団を形成するよう常に努力しなければならない。そのためには生徒の家庭や地域社会（子供会等）とも密接な関係を形成維持することも必要である。よりよい人間関係、集団の形成にあたって特に注意しなければならないことは、生徒を差別すること、いわゆる「えこひいき」である。差別は一切の信頼と敬愛の絆を断ち切り、集団の和を破壊する。信頼と和のないところでは道徳教育は不可能である。教師たる者は生徒の人格と個性を平等に尊重し、公平な愛情をもって接するよう常に注意自戒しなければならない。

現代ほど道徳教育否教育全体がきわめて困難な状態におかれている時代はないであろう。今ほど教師の不撓不屈、忍耐と寛容の精神の要求される時はない。またそれだけ教師として生きがいのある時代とも

言えよう。教師の道は人々の幸福のために、真理と理想の実現を目指して、自ら苦難の渦中に身を投じて不斷に努力を続けていく菩薩の道なのではなかろうか。

註 本稿は抜刷を講義のテキストとして使用する目的で書いたものである。

（昭和五十一年三月二十九日 出稿）